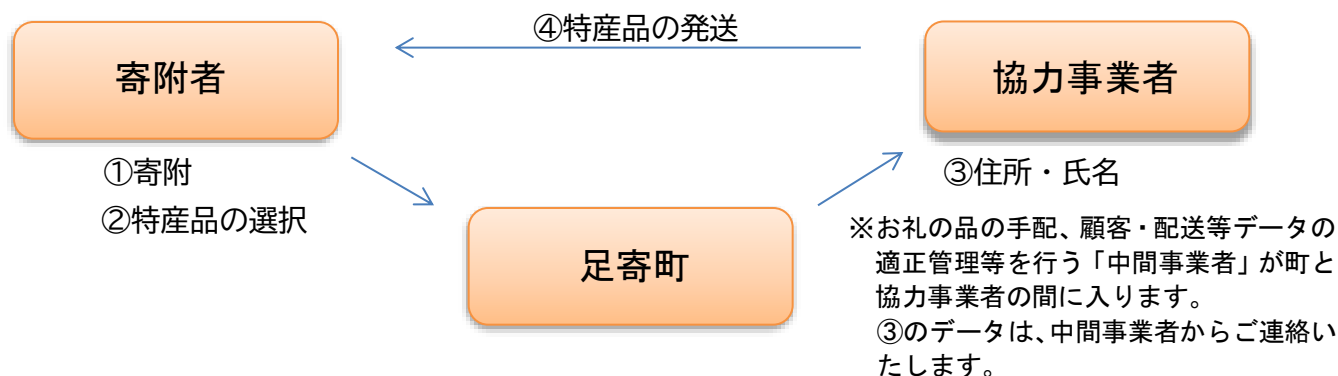


ふるさと足寄応援寄附推進事業 協力事業者の募集について

ふるさと納税（寄附金）制度による本町への寄附推進と地元特産品などのPR、販売推進および地域の活性化などの相乗効果を図るため、寄附者にお礼の品として贈呈する商品やサービスを提供する事業者（以下「協力事業者」。）を募集しています。ふるさと納税を通じ、特産品を全国にPRできる絶好の機会となりますので、ぜひご応募ください。

【事業イメージ図】



1 協力事業者の要件

次の要件に全て適合していること。

- (1) 町内に事業所（工場等を含む。）を有する法人又は個人であって、町税その他町に対する債務の滞納がないこと。又は、町外事業者で、国税等の滞納がなく、町内産品を原料に加工・製造又は町内役務（サービス）等の提供を行い、足寄町のPRに効果があると認められること。
- (2) 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等ではないこと。

※上記要件に適合しても、町が協力事業者として適当でないと判断した際は、登録できない場合があります。

2 募集するお礼の品

- (1) 次の条件を満たしている商品等
 - (ア) 足寄町の魅力発信に繋がるもので、かつ、町内で生産、採取、加工、役務（サービス）等が行われている商品等であること。
 - (イ) 品質及び数量の面において安定供給が見込めること。
（ただし、期間限定・数量限定で供給可能なものは取り扱いを可とします。）
- (2) お礼の品の価格設定
お礼の品の代金は寄附金額の3割以内とします。

3 協力事業者のメリット

- (1) 町のホームページ・パンフレット・ふるさと納税サイト等にお礼の品の画像、商品名、事業者名などを掲載します。
- (2) 寄附者へお礼の品を送付する際に、協力事業者独自のパンフレット等を同封することで、商品PRや再注文の期待ができます。

4 募集期間

随時受付中です。役場総務課企画財政室企画調整担当へご相談ください。

5 申込方法

「ふるさと足寄応援寄附推進事業 協力事業者申込書」に必要事項を記入のうえ、役場総務課企画財政室企画調整担当まで提出をお願いします。

(別途書類の提出や、お礼の品の取扱いに関する打合せをお願いする場合があります。)

6 その他

足寄町ふるさと納税ポータルサイト（寄附受付・お礼の品掲載サイト） ※R5.4.1現在

- ・ふるさとチョイス
- ・ふるなび
- ・楽天ふるさと納税
- ・シーズンふるさと納税

ご不明な点がございましたら、下記までお気軽にお問合せください。

詳細 役場総務課企画財政室企画調整担当 28-3851 (直通)

